明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務九四）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一一〇～一一七）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一一八～一二〇）　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
平成三十一年度予算等について報告（内閣）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　四五
裁判所
破産、免責、再生関係　四七
会社その他
会社決算公告　八〇